

## 特別区の児童相談所設置をめぐる最近の動向

### 1. 令和3年4月1日以降の特別区の児童相談所設置をめぐる動向

- 令和3年4月1日に港区児童相談所が開設されました。
- 令和3年8月6日に中野区（令和4年4月開設予定）を、同年12月1日に板橋区（令和4年7月開設予定）を児童相談所設置市に指定する「児童福祉法施行令の一部を改正する政令」が公布されました。
- ※ 平成28年6月に公布された児童福祉法等の一部を改正する法律により、特別区も政令による指定を受けて児童相談所を設置できることとされています。
- ※ この他、令和2年4月に世田谷区・江戸川区が、令和2年7月に荒川区が児童相談所を開設しています。
- その後も、順次、特別区の児童相談所が設置される見込みです。

### 2. 特別区における児童相談所設置予定時期（令和3年10月時点）

令和4年度	令和4年 4月 中野区 7月 板橋区 令和5年 2月 豊島区
令和5年度	令和5年10月 葛飾区
令和6年度	令和6年度 品川区
令和7年度	令和7年度 文京区
令和8年度	令和8年度 杉並区、北区
上記8区のほか、10区が設置の方向で検討中	

## 参考資料

◇港区児童相談所の設置概要	3
◇中野区児童相談所の設置概要	5
◇板橋区児童相談所の設置概要	7

## 港区児童相談所の設置について

### 1 設置の目的

港区は、子どもの命と権利を守り、児童の健やかな成長を支えていくことを目指し、児童虐待、非行のほか、児童に関わる様々な問題に対し、未然防止から調査、援助、保護、施設等への措置、家庭復帰まで、基礎自治体として、迅速に切れ目なく一貫して対応し、地域と一体となった丁寧な相談支援体制を整備するため、令和3年4月に港区児童相談所を開設します。

### 2 基本方針

児童相談においては区民に身近な基礎自治体として地域と連携協力し、児童を権利の主体として、年齢及び発達の程度に応じてその意見を尊重し、児童の最善の利益が優先して考慮されるよう努めます。

#### 実現の方策

- 地域に根差した支援を行う子ども家庭支援センターと専門性の高い支援を行う児童相談所が切れ目なく連携し、地域の支援機能も十分に活用しながら、子どもと家庭へのきめ細かい支援を行います。
- 児童相談所の専門性を生かし、子どもと親を支援するプログラムを実施するなど、地域の児童、保護者、里親の生活に寄り添った支援を実施します。
- 児童の権利擁護を充実させるため、児童の意見を丁寧に聴取するなど、相談に適切に対応する体制を構築します。

### 3 施設の概要

児童相談所、子ども家庭支援センター、母子生活支援施設の複合施設として、(仮称) 港区子ども家庭総合支援センターを整備します。

**開設** 令和3年4月1日

#### 設置場所

・港区児童相談所	港区南青山五丁目7番11号
・港区立子ども家庭支援センター	
・港区立母子生活支援施設メゾン・ド・あじさい	港区南青山五丁目7番12号

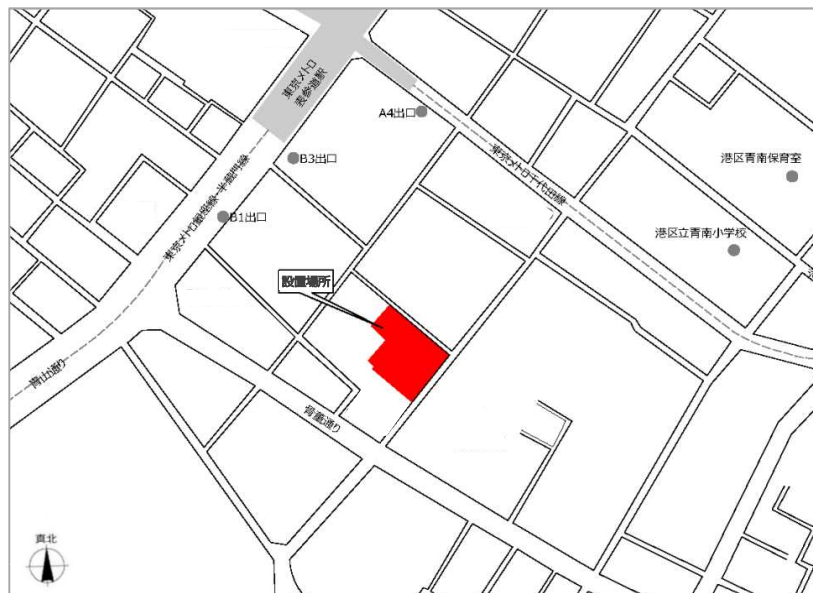
## 建物概要

地上4階（延べ床面積 5,427.23㎡）

各階配置

階	主な諸室
4	母子生活支援施設
3	児童相談所（相談室、心理療法室）
2	児童相談所（事務室、会議室）
	児童相談所（一時保護所）
1	子ども家庭支援センター （子育てひろば、相談室、多目的室）
	児童相談所（一時保護所・体育館）

周辺図



## 4 人員体制

企画調整係（事務）、児童福祉係、児童心理係、保護係（一時保護所）の4係に、児童福祉司、児童心理司、保健師など総勢85人程度の配置を予定しています。国の基準を上回る配置を目指すとともに、職員の専門性を強化していく人材育成に力を入れていきます。

【問合せ先】 港区子ども家庭支援部児童相談所設置準備担当課長 保志 幸子  
電話 03-3578-2171

## 中野区児童相談所の設置について

中野区では、多様化・複雑化する子育てや教育の問題に総合的な対応を図るため、児童相談所機能を含む子ども・若者支援センターを整備することとしました。

子ども・若者支援センターでは、子ども期から若者期の本人や家庭における課題についての専門相談、支援、措置、家庭・社会復帰までを総合的に実施します。

### 1 所在地

中野区中央一丁目41番2号

※ 子ども・若者支援センター（児童相談所機能を含みます。）は、中野区立中野東中学校、中野区立教育センター、中野区立中野東図書館との複合施設です。

※ 子ども・若者支援センター、中野区立教育センター、中野区立中野東図書館部分の施設の愛称は「みらいステップなかの」に決定しました。



### 2 建物概要

地上10階、述べ床面積 約17,450㎡

各階配置（主なもの。中野東中学校部分を除く。）

10階	中野区立教育センター（教職員研修センター等）
7階～9階	中野区立中野東図書館
6階	総合受付、事務室
5階	相談室、プレイルーム
4階	相談室、プレイルーム、会議室等
3階	中野区立教育センター（教育支援室）

### 3 子ども・若者支援センターの機能

#### ■ 総合相談

養護、障害・発達、非行、不登校、教育、性格・しつけ・適性・ひきこもりなどの心配がある子ども・若者やその家族に対して、福祉、心理、教育等の専門的知識・技術を用いた総合相談を実施します。

#### ■ 児童相談所・虐待等専門相談

区が新たに設置する児童相談所機能と、現在の子ども家庭支援センター機能を統合、一体的に運営することにより、切れ目のない効果的な相談・支援を行います。

#### ■ 若者支援

ひきこもりなど社会生活への適応に不安や悩み、課題を抱えている若者やその家族に対して、本人と家族の状況を総合的に把握し、段階的に自立につながる支援のコーディネートを実施します。

#### ■ 就学相談

幼児・児童・生徒の発達段階及び障害の状態に応じた教育の場を提供するため、個々の状態に応じた相談を行います。

### 4 児童相談所設置予定日

令和4年4月1日（金）

※ 子ども・若者支援センターは、令和3年11月29日（月）開設予定です。

### 5 児童相談所の運営基本方針

#### 【基本姿勢】

私たちは子どもの命、安全を確保した上で、子どもの夢と希望を実現するため、あらゆる人と手を携え、子どもの最善の利益が達成できるよう、努めます。

#### 【基本方針・取組】

- ① 子どもの命、安全を最優先に行動します。
- ② 子どもに会い、夢と希望を教えてもらうことから始めます。
- ③ 家族が主体的に子どもの安全を創り、夢と希望を実現できるように支援します。
- ④ 支援者、地域、関係機関と手を携え、支援の隙間に落ちることのないよう、家族の取組を支えます。
- ⑤ 専門性を高める努力を惜しまず、常に実践から学び、児童福祉の専門家として誇りを持って職務に取り組みます。

#### 【問合せ先】

中野区子ども教育部児童相談所設置調整担当課長 半田

電話 03（3228）5517

## （仮称）板橋区子ども家庭総合支援センター（児童相談所）の設置について

板橋区では、平成28年の児童福祉法改正により特別区においても児童相談所を設置できることとなったことを受け、児童相談所機能と子ども家庭支援センター機能を併せ持つ施設として、「（仮称）板橋区子ども家庭総合支援センター」（以下、総合支援センターという。）を令和4年度に開設します。

### 1 基本方針【基本構想（平成29年5月策定）】

総合支援センターの開設により、妊娠・出産期からの成育歴の把握、成長段階に応じた関係機関等との連携の強化など、基礎的自治体が児童相談所を設置するメリットを最大限活かした切れ目のない支援を行い、次代を担う板橋区の子どもたちが健やかで心豊かに成長できるよう、全力で取り組んでいきます。

### 【めざす姿】

すべての子どもの健やかな成育を切れ目なく支援する  
子ども・家庭・地域の子育て機能の総合支援拠点

### 2 開設時期

総合支援センターの開設時期は、令和4年4月1日とします。

開設時は、子ども家庭支援センターの機能を移転のうえ継続し、令和4年7月に児童相談所設置市へ移行します。

### 3 所在地

板橋区本町24番17号

【地上3階建（敷地面積 2,913.20㎡ 延床面積 3,477.46㎡）】



### 4 施設用途

市区町村子ども家庭総合支援拠点（子ども家庭支援センター）  
児童相談所

## 5 開設後の新たな児童相談体制

総合支援センターは、市区町村子ども家庭総合支援拠点（子ども家庭支援センター）と児童相談所の機能を併せ持つ施設として位置付けます。

現行の子ども家庭支援センターの主な業務は、子育てに関する相談を幅広く受け付け、必要な在宅サービスを調整する寄り添い型の支援であり、相談内容に応じて、児童相談所と連携を図っています。

一方、児童相談所は、専門的な知識及び技術を必要とする事案について、総合的な調査・診断・判定の方針を定め、援助・措置などを実施する機能を担っています。

総合支援センターは、この二つの機能を併せ持つことにより、課題とされている相談先のわかりにくさ、物理的な距離、心理的な温度差を解消します。さらに、二つの機能が重なることで、切れ目のない支援体制の充実を図るとともに、地域資源等を活用した施策を展開することにより、強力な児童相談体制を構築します。

## 6 組織体制

総合支援センター内の組織については、子どもに関する相談を幅広く受け付ける「支援課」、虐待通告に係る対応等を担う「援助課」、24時間365日保護児童の生活を見守る「保護課」の3課体制に加え、総合支援センターにおける法務を担当する「法務担当課長」を設置します。人員体制は、児童福祉法や児童相談所運営指針等に定める配置基準に基づき、区の人口や相談対応件数等を踏まえ、必要数を配置します。

### ■ 組織体制（案）

